

病院運営の適正化に関する調査特別委員会
調査報告書

令和3年3月2日

目次

| | | |
|----|----------------------------|------|
| 第1 | 調査の目的 | 1 |
| 第2 | 特別委員会の設置及び調査事項 | 1～2 |
| 1 | 設置決議 | |
| 2 | 設置根拠 | |
| 3 | 委員会の名称及び構成(定数、正副委員長、委員の氏名) | |
| 4 | 調査事項 | |
| 第3 | 委員会の開催状況 | 2 |
| 第4 | 委員会における調査の経緯 | 3～5 |
| 第5 | 調査の内容 | 6～14 |
| 第6 | 調査の結果 | 15 |

第1 調査の目的

この度の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに関する匿名による告発文における指摘事項に対し、市当局は設立団体として法に基づく調査を実施し、その報告がなされた。

報告においては、関係規程を逸脱した運営や規定順守に対する認識の甘さなどが指摘され、経営の悪化が継続している状況の中で、不適正な運営が行われていることが明白となった。

については、当市を含め本地域に必要なこの病院が、市民目線においても健全で適正な運営がなされることを促すことを目的とした。

第2 特別委員会の設置及び調査事項

1 設置決議

「発議案第1号 病院運営の適正化に関する調査特別委員会の設置について」

令和2年第4回定例会 令和2年12月1日、全会一致により原案可決

2 設置根拠

東金市議会委員会条例第6条第1項による

3 委員会の名称及び構成(定数、正副委員長、委員の氏名)

◇名 称 病院運営の適正化に関する調査特別委員会

◇定 数 12名

委員長 石 崎 公 一

副委員長 宮 山 博

委 員 布 施 満 明
委 員 伊 藤 博 幸
委 員 土 肥 紀 英
委 員 坂 本 賀 一
委 員 相 京 邦 彦
委 員 清 宮 利 男
委 員 前 田 京 子
委 員 佐 竹 真知子
委 員 水 口 剛
委 員 石 田 明

4 調査事項

- 1) 現状における設立団体による調査結果の報告において疑問が残る事項や妥当性に欠ける事項について、調査権限の範囲内において調査すること。
- 2) 病院経営が厳しい中で、今後踏み込んだ経営の改善が求められている中で、設立団体の今後の調査結果の報告を求めると共に、必要に応じ調査すべき事項を設立団体に要望すること。

第3 委員会の開催状況

| 開催期日 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 第1回 令和2年12月3日（木） | ・委員会の今後の運営について |
| 第2回 令和2年12月8日（火） | ・各委員からの疑問点などの報告について |
| 第3回 令和2年12月16日（水） | ・委員会からの調査事項(1回目)に対する東千葉メディカルセンターからの回答及び回答に対する質疑について |
| ※協議会 令和3年1月8日（金） | ・次回委員会での調査方法について |
| 第4回 令和3年1月12日（火） | ・委員会からの調査事項(2回目)に対する東千葉メディカルセンターからの回答及び回答に対する質疑について |
| 第5回 令和3年1月26日（火） | ・設立団体(市当局)の今後の対応方針について |
| ※協議会 令和3年2月10日（水） | ・第三者委員会についての勉強会 |
| 第6回 令和3年2月16日（火） | ・委員会からの調査事項に対する東千葉メディカルセンター及び設立団体からの回答及び回答に対する質疑について ・設立団体による第三者委員会の設置の方針について |

第4 委員会における調査の経緯

本委員会の立ち上げにあたっては、10月中旬に告発文が送付されて以降、会派代表者会議にて対応が協議され、議員全員協議会にて報告を求めることとなった。

11月5日及び11月24日の議員全員協議会では、設立団体による現地調査等の結果を踏まえた報告がなされた。

しかしながら、更なる調査と真相究明の必要性があるとのことから、11月26日開催の議会運営委員会にて本調査特別委員会の設置が決議された。

そして12月定例会の開会日(12月1日)に発議案を上程し、設置に至ったものである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 第1回 令和2年12月3日(木) | <p>【議件:委員会の今後の運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分科会方式ではなく、全委員による審査体制とすることとした。 ・告発文に対する設立団体からの回答文に対し、各委員が疑問点を整理し、次回委員会にて発表することとした。 ・次回委員会にて疑問点を調査事項として取りまとめ東千葉メディカルセンター(以下、東千葉MCと記載)へ文書照会することとした。 ・その後の委員会にて、東千葉MCの回答説明を受け、疑義が生じた場合は、改めて調査事項の照会をする。また以後、この方法にて会議を進めることとした。 ・書記担当を2名設けることとした。 |
| 第2回 令和2年12月8日(火) | <p>【議件:各委員からの疑問点などの報告について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告発文に対する設立団体からの回答文をに対し、人事・給与、委託業務、購買契約の3区分により全委員から疑問点の報告がなされた。 ・12月10日の設立団体からMCへの是正命令に併せて、疑問点を取りまとめたものを、議会からの照会書として議長より東千葉MCへ手渡すこととなった。 ・次回会議での質問者は、清宮委員、相京委員、水口委員とした。 ・質疑においては、照会書に対するMCからの答弁に対して、質問者が代表して質疑を行う。また他の委員についても質問を可とした。 ・次回の委員会には、東千葉MC側の参考人として4名(事務部長・総務課長・財務課長、医事課長)とし、議長名にて出席依頼書を送付することとした。 <p>令和2年12月10日付けにて、東千葉MCに対し調査事項の照会書を送付した。(回答期限:12月15日)</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>第3回 令和2年12月16日（水）</p> | <p>【議件：委員会からの調査事項（1回目）に対する東千葉MCからの回答及び回答に対する質疑について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東千葉MCからの回答に基づき、「人事・給与」「委託業務」「購買契約」の括りにて事務部長からの回答に対し質疑を行った。 質問者として指名された3委員が質疑を行った。 （水口委員：人事・給与について、清宮委員：委託業務について、相京委員：購買契約について） 質問者の質疑の後に、他の各委員からの質疑が行われた。 本日の調査で不明な事項について書記にて取りまとめ、再度MC側へ提出することとした。 次回委員会では、総務課長を参考人として招致すべきとした。 |
| | <p>令和2年12月22日付けにて、東千葉MCに対し2回目の調査事項の照会書を送付した。（回答期限：1月8日正午）</p> |
| <p>令和2年12月24日（木）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 告発者からの2回目の告発文が、一部議員及び報道機関へ送付された。（前事務部長に罪を擦り付けようとする病院側への抗議など） |
| <p>※協議会 令和3年1月8日（金）</p> | <p>【議件：1月12日開催の委員会の調査方法について】</p> <p><意見の主なものは次のとおり></p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課長に関係する職員にも出席願い話を聞きたい。また総務課長及びSPD業務委託業者の出席がなければ話が進まない。 ※参考人としての出席依頼のため強制力はない。 今度の回答次第で司法の場に委ねるべきである。 正副委員長が警察に相談に行くべきである。 市長が被害届を出すべきで、そうでなければ当委員会を出すべき。 ※議会に法人格はなく告発の主体となれず、議員個人名でとなる。 百条調査権を付与しなければ解明できないのではないかと。 ※調査対象は市事業に限定され、東千葉MCへの補助金等の使われ方の管理の妥当性を当局（医療センター推進課等）に調査する権限のみ。 第三者委員会の立ち上げを当局に要求すべきである。 県の出向者が犯したことなので県に責任を求めべき。 |
| <p>第4回 令和3年1月12日（火）</p> | <p>【議件：委員会からの調査事項（2回目）に対する東千葉MCからの回答及び回答に対する質疑について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東千葉MCからの回答に基づき、委託業務・購買契約・人事給与の順にて、質問者と指名された清宮委員・相京委員・水口委員が質疑を行った。 質疑において不明な点について取りまとめ、改めて照会書の提出をすることとした。 次回の委員会は、当局の今後の方針を確認することを目的に本委員会委員と当局（市長等）にて1月22日に開催することとした。（当局の都合により、1月26日に延期） |
| <p>令和3年1月15日（金）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの是正命令に対する東千葉MCからの回答（報告書）がなされた。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>第5回 令和3年1月26日（火）</p> | <p>【議件：東千葉MCからの改善報告を踏まえた設立団体の今後の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東千葉MCからの改善報告書について市医療センター推進課から説明がなされ、それに対する質疑が行われた。（以下主な意見） ・当委員会での調査に限界があるため、弁護士等をメンバーとする第三者委員会の立ち上げを設立団体に要望する。 ・地方独立行政法人という現在の設立形態の是非についても検討して欲しい。 ・次回の委員会は、3月定例会の予算審査特別委員会前に開催すべきとの意見を踏まえ、2月中旬に開催することとなった。 |
| <p>※協議会 令和3年2月10日（水）</p> | <p>【議件：第三者委員会についての勉強会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士を講師に第三者委員会の権能については、以下の事等が確認された。 ・当該組織に任意に設置されるもので、法的根拠はなく法令上の定義もない。 ・2010年の日弁連ガイドライン作成後、不祥事等調査のための3つに大別された。（社内メンバー・社内メンバーに弁護士等・社外の独立した弁護士等のみ） ・設置の目的は、ステークスホルダー（市民）に対する説明責任を果たし、不祥事により失われた信頼と持続可能性の回復を図ること。 ・第三者委員会の活動は調査・事実認定・原因分析を行い、調査報告書の作成後、調査報告書の開示を行う。 ・調査事項は、不祥事の実態関係、経緯、動機、背景、類似事件の存否、不祥事を生じさせた内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点、企業風土などとなる。 ・調査期間は、概ね平均2～3か月程度が一般的である。また調査は人的調査（関係者ヒアリング・役職員へのアンケートなど）、物的調査（文書等の記録調査・デジタル証拠の調査）となる。 ・なお十分な調査を行うためには、組織関係者の協力が必須となる。 |
| <p>第6回 令和3年2月16日（火）</p> | <p>【議件：委員会からの調査事項（3回目）に対する東千葉MC及設立団体からの回答、第三者委員会の設置方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会からの調査事項に対する東千葉MCからの回答がなされ、それに対する質疑を行った。 ・当委員会からの調査事項に対する当局からの回答がなされ、それに対する質疑を行った。 ・設立団体による第三者委員会設置の方針について確認がなされた。 ・当委員会に付託された調査事項については、今後設置される第三者委員会における調査に託することに決し、以上をもって当委員会の調査を終了することとなった。 |

第5 調査の内容

◆設立団体による調査結果(概要) 令和2年11月24日全協報告

1. 人事・給与について

- ① 特定の職員における適正性、妥当性を欠く給与面での優遇に関しては、給与について関係規程(「職員給与規程」、「任期付き職員の採用等に関する規程」、「派遣職員就業規則」)における規定外の支給(調整給)があった
- ② 勤務実態のないなかでの給与支給に関しては、事実であった。
- ③ 手当の不正・不適切支給、妥当性を欠く支給に関しては、規定外の手当(新型コロナウイルス対応関係)の支給があったが、時間外手当及び通勤手当の不正支給の事実はなかった。
- ④ 必要な手続を経ない、恣意的な人事異動の発令に関しては、職種の変更を伴う人事異動に係る手続において十分な説明等がなされているとはいえない事案があった。
- ⑤ 職員採用における経歴詐称に関しては、採用担当職員による採用関係文書(履歴書)に係る改ざんの事実があった。

2. 委託業務について

- ① 契約の適切性の確認として契約書や仕様内容の精査を要することに関しては、関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)の適切な運用がなされていなかった。また受託業者選定においても競争性が確保されているとはいえなかった。委託業者の選定方法・手続きにおける不備・不足、委託先の不適切な選定(実績のない業者への随意契約)といった事実があった。委託業者選定の経緯に係る文書の多くが不存在であり、契約書しか存在しない調達業務があった。
- ② 委託料の過剰な支払いに関しては、SPD業務委託について業務形態の変更等に伴い委託費が増額となったもの(従前、材料費に上乘せされていた部分が委託費に振り替わったもの)であった。また清掃、警備、施設管理業務については業務量の増加等に伴い委託費が増額となったものであった。
- ③ 必要のない業務、履行のない業務への委託費の支払いに関しては、医事業務については、不必要な業務の委託、履行のない業務の委託といった事実はなかった(業務の質を維持するうえで必要な委託である。)。また令和元年9月・10月に委託した「診療報酬保留分過去分請求業務」については、約1億3,000万円の請求漏れ分への緊急対応によるものであった。

3. 購買契約について

- ① 設立間もない市内業者からの多額の調達に関しては、安易な契約、安易な業者選定によるもので、関係規程(「会計規程」、「会計実施規程」、「契約規程」)の適切な運用がなされていなかった。
- ② 空請求、水増し請求に関しては、設立間もない市内業者からの購買については、その事実はないとの確認結果に至ったが、発注内容に応じた請求書等となっておらず、発注担当者のメモ書き等により納品数等を確認したといった事案があった。
- ③ 相場と比較して高額な購買契約に関しては、医療機器の購買について、輸液ポンプ60台リース料が高額であるという件については、140台の輸液ポンプ、86台のシリンジポンプの合計額となっていることを確認した。
- ④ 医療機器(手術部門システム等)の購入費が高額であったとすることに関しては、

手術部門システム 9,000 万円の購入は、選定委員会で機種選定を行い、入札も実施したとのことであった。

◆第3回調査委員会(令和2年12月16日開催)での調査結果(概要)

1. 人事・給与について

①いつから不正が始まったのか。

(回答)事務職員に対する調整給については、前事務部長が入職した平成30年4月の時点から支給されていることは確認しています。前事務部長は千葉県からの派遣職員であり、千葉県の給与と比較して下回らないようにするという取り決めに基づいて設定されたものです。

②総務課長、財務課長が不正の旗振りをしたのか。

(回答)令和2年1月の昇給については前事務部長により、令和2年4月の昇給については、総務課長が事務部長代行として決定しました。

③希望退職を募り 1 億円を削減したとのことだが、全体でいくら賃金の抑制をしたのか。

(回答)令和2年10月以降の半年間で、約2,400万円の削減見込みとなっています。

④理事長は不正について分からなかったのか。

(回答)給与の昇給については、理事長の決裁権限はなく認識していませんでした。

⑤約 1 年間、事務部長、財務課長が兼務しているが、人事、委託のすべてを理事長は理解していたのか。

(回答)理事長は、個別の人事、委託のすべてを決裁する仕組みにはなっていません。

⑥事務方の要職が複数の肩書を担っているが、不正の指揮官を明らかにして欲しい。

(回答)人事に関する事項については、最終決裁者は事務部長となっていた。なお、令和2年1月から3月までの期間については、総務課長が事務部長の事務を代行していました。

⑦妥当性のある給与額とはいくらなのか。

(回答)設立団体からの是正命令に基づいて、規程を超える給与について見直し、再計算をしています。事務部長については、調整給を削除し、千葉県の給与と同一の支給とする。法人職員については、調整給の削除、妥当性に欠ける昇格昇給について見直し、再計算をしています。

⑧給与の自主返納について同意されたという事だが、それは該当者全員なのか、いつまでに返納されるのか。

(回答)事務部長及び総務課長については、自主返納に同意しています。自主返納については、個別の状況に応じて一括又は分割の方法により、計画どおりに返納することとなります。

⑨特定の職員に適正性、妥当性を欠く給与、規定外の支給は誰に、いくら支給したのか。

(回答)特定の職員13人に対して、調整給の削除、妥当性に欠ける昇格昇給について見直し、再計算をしている状況です。全体の状況については、手続きが済み次第報告いたします。

⑩採用の経歴詐称、改ざんについて認めているが、どこが経歴詐称で改ざんされたのか明らかにしてほしい。

(回答)職歴欄の千葉中央メディカルセンターに勤務していたとする部分について、実際には勤務経歴がありません。

⑪人事異動は書面で勧告とあるが、恣意的な人事異動が行われたのか。

(回答)事務職員から看護補助者への異動については、前事務部長、前参事兼財務課長により対象者との面接を経て実施に至っております。職種変更を伴う異動の場合

は、是正命令に基づき、運用基準を策定のうえで実施するように改めます。

2. 委託業務について

①施設管理、警備、清掃業務委託を3社に分けて委託した理由と、分けた事で5千万円増額となった理由について伺う。

(回答)平成29年度に清掃業務を内製化したことに伴い、3業務を一括で受託していた業者が撤退することとなったため、施設管理業務と警備業務を分割して発注したものです。増額となった理由は、清掃業務については、増床に伴う病棟・病室の追加や厨房の洗浄、高所作業等の追加、警備業務については、患者数の増加に伴う院内警備や入院患者の離院対応として警備員を増員したことなどがあげられます。

②業務方法書や契約監視委員会はあるのか。内部監査は機能していたのか。

(回答)「業務方法書」については定めております。なお、業務方法書において、内部監査に関する事項、また、入札・契約に関する事項において、契約監視委員会について定められておりますが、いずれも形骸化しております。

③SPD業務を設立間のない会社(A社)に委託した理由は。

(回答)将来的に職員において管理業務を行うことについて検討を進めており、その一環として管理業務と配送業務を分割発注したものです。前事務部長により業者の選定が行われたことを確認しております。

④SPD業務のうち、A社に委託している配送業務については、速やかな(年内遅くとも年度内)契約の解除とあるが、いつ解除するのか。

(回答)設立団体からの要請に基づき、令和2年11月末日をもって契約を解除しております。令和3年3月末までを期間とする新たな委託先には、業務運営上、期間を空けることが困難なことから、実質的に業務を履行していた業者を選定しております。

⑤関係規定が適切に運用されなくなったのは、いつからなのか、また、その責任は誰にあるのか。

(回答)平成30年度の時点において、随意契約における理由が明確化されてない事案、起案文書が整理されていない事案を確認しております。最終決裁者については、「事務決裁規程」(決裁区分については第4条・別表)、事務部の事項のうち、契約に関する事項についてのおとりとなっておりますが、関係規程の遵守に対する職員の意識の低さがあったものと捉えております。

⑥随意契約を入札とした場合、いくら返金されるのか、事件性の有無についても伺う。

(回答)設立団体からの是正命令に基づいて、他業者から見積書を取得する準備を進めております。業務が完結している契約案件については、返金は困難と捉えております。

⑦委託業務について、契約規定違反は14件ですべて随意契約だが、MCには規定もあるが実態はどうなのか。

(回答)担当部署において、前事務部長との協議により業者の選定が行われたことを確認しております。関係規程の遵守に対する職員の意識の低さがあったものと捉えております。

3. 購買契約について

①評価委員として公認会計士がいるが、このようなことが起きたのはなぜか。

(回答)評価委員会は設立団体により設置されているもので、業務実績の評価等の役割を担っているものです。

②業者の選定は誰が行ったのか。

(回答)担当部署において、前事務部長との協議により業者の選定が行われたことを

確認しております。財務課用度担当も補助に入っております。

- ③購入に関する決裁文書の提出を求める。
(回答)入札、契約の手続きに関する書類については、確認がとれておりますが、決裁文書については整理されておられません。
- ④直近で5億円の被害があると言われている。被害額を明らかにすべき。
(回答)設立団体からの是正命令に基づいて、他業者から見積書を取得する準備を進めております。
- ⑤最終的にどこにお金 flowed のか、損害が見えないと何が不正なのかわからない。
証人の出席を求める(事務部長、総務課長、財務副課長、医事課長)。
(回答)設立団体からの是正命令に基づいて、他業者から見積書を取得する準備を進めております。

◆第4回調査委員会(令和3年1月12日開催)での調査結果(概要)

1. 人事・給与について

- ①妥当性のない昇格昇給や調整給の支給に該当する13名について、その妥当性のない支給額の総額は幾らか。また、全職員の給与を抑制するとしていたが、その総額は幾らであったか。
(回答)職員13名に対する規程を超える給与については、再計算の手続きを完了して、令和2年12月分の給与から見直し後の給与とすることについて、全員の同意を得ました。現在、令和2年1月分以降の給与について、自主返納の手続きを進めており、その総額は概算で約1,200万円となります。設立団体から発出された是正命令に対する報告期限である令和3年1月15日までは総額を確定いたします。また、全職員に対する給与の抑制については、これまでも経営状況を勘案し、その必要性を検討した経緯もありますが、現状においては実施しておりません。本年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金収支の適切な管理が喫緊の課題となっていたなかで、一部職員(医療ソーシャルワーカー・看護補助者・事務職員)に対する給与等の減額について検討しましたが、実施を見送った経緯があります。
- ②妥当性のない昇格昇給や調整給の支給に該当する13名については、公募によらない職員や理事長の権限による採用者はいるのか。また、その中で不適切とされる事務処理に関与した職員はいるのか。
(回答)職員就業規則(令和2年4月1日改正前)において、職員の採用は、競争試験又は選考によるものと規定されております。選考の場合は、かつて職員であった者を採用する場合、免許・資格等を必要とする職種で競争試験において保有する者が得られなかった場合、そして実務経験等により高度な専門的知識を有する者や多様な経験等を有する者を採用する場合と規定されており、この区分において採用となった者は13名のうち9名となります。また、このうち懲戒審査委員会において対象となる者は2名となります(現時点において、監督責任関係は含まれておりません。)
- ③弁護士の調査結果を踏まえ、懲戒審査委員会に諮るとのことであるが、弁護士の調査結果の内容は(該当者、非違行為の内容、調査結果の時期など)。また、懲戒審査委員会の開催時期は。
(回答)懲戒審査委員会の立ち上げについては、令和3年1月13日を予定しており、その前段で弁護士による懲戒事案に関する調査結果(中間報告)が示される予定となっております。弁護士によるヒアリング調査や実地調査の取りまとめのなかで、懲戒審査委員会において対象となる者は2名となることが報告されております。
- ④平成30年4月から調整給の支給が始まり、平成30年3月分については調整給の支給はなかったとの回答であるが、それ以前についても調査を求める。

(回答)平成28年度から平成29年度の期間において、調整給の支給がないことを確認しております。

2. 委託業務について

①5億6千万円の使途の詳細(未払い金の精算、委託契約の解約料、委託先変更による新たに発生した費用など、各手続きに関する起案者、決裁者)を求める。

(回答)平成30年度末の千葉県からの総額30億円の財政支援を受けて、資金繰り対応のために支払期日を繰り延べていた案件について、その適正化を図るため、5億6千万円の全額を未払金の精算に充てたものです。

月次経営状況報告書の区分に基づく科目別の内訳については次のとおりです。

・医薬品費・・・1億1,200万円 ・診療材料費・・・3億6,100万円

・医療消耗備品費・・・300万円 ・委託費・・・・・・・8,400万円

個別の支出伝票に関する起案者は財務課職員、その最終決裁者については、金額区分により、事務部長(100万円以上)、財務課長(100万円未満)となっております。未払金の精算を含む全体の総括表については、起案者は財務課職員、最終決裁者は事務部長となっております。

②契約の被害額についての報告を求める。

(回答)現状において、調査途中のため、設立団体から発出された是正命令に対する報告期限である令和3年1月15日までに報告いたします。

3. 購買契約について

①設立間もない会社(A社)と実際業務に当たっていた会社(B社)のそれぞれの会社の実態と両社の関係性について説明を求める。

(回答)SPD業務のうち、A社に委託している配送業務については、B社に再委託されていたことを確認しております。

◆設立団体からの是正命令に対する東千葉MCからの回答(概要)

1.採用担当職員による採用関係文書の改ざん事案への厳正な対応について

当該事案については、これまでの調査等を踏まえ、職員2人について懲戒に該当する非違行為があると思料するため、職員懲戒規程に基づき、令和3年1月13日付け懲戒審査委員会に審査を付託し、具体的な審査を開始したところです。令和3年2月末頃を目途に懲戒処分の決定について手続きを完了することを想定しております。法人としての所管官庁への告発を含めた厳正な対処ということについては、懲戒処分の手続きと並行し、所管官庁との相談等を踏まえたなかで対応してまいります。

2.検証等に基づく具体的な是正策及び改善に向けた方針の整理・提示(各事案に係る金額的な数値等をもつての評価・判断内容の整理等を含む。)について

①適正性、妥当性を欠く給与等に係る事案への対応として求めること

適正性、妥当性を欠く給与等が支給されていた職員は13人となります。令和2年1月時点を基準として給与等の再計算を完了し、令和2年12月分の給与から再計算後の給与とすることについて全員の同意を得ました。また、令和2年1月から同11月までの自主返納の対象となる給与等の総額は、12,367,588円となります。自主返納については、今回の公開文書で判明した令和2年1月時点を基準として、労働契約法の規定に従い、職員との合意に基づいて、順次手続きを進めており、現時点において11人の合意を得ました。

なお、令和3年1月13日付けで業務運営の改善に向けたワーキンググループを立

ち上げたところであり、別紙の「是正命令への回答」欄に記載のとおり是正等の措置を講じてまいります。

②委託業務に係る事案への対応として求めること

委託業務に係る現在(令和2年度)の契約金額と調査金額との比較に関する資料は、別表1のとおりです。

なお、令和3年1月13日付けで業務運営の改善に向けたワーキンググループを立ち上げたところであり、別紙の「是正命令への回答」欄に記載のとおり是正等の措置を講じてまいります。

③購買契約、物品の調達に係る事案への対応として求めること

購買契約、物品の調達に係る当時の購入金額と現時点における調査金額との比較に関する資料は、別紙2のとおりです。

なお、令和3年1月13日付けで業務運営の改善に向けたワーキンググループを立ち上げたところであり、別紙の「是正命令への回答」欄に記載のとおり是正等の措置を講じてまいります。

3.適正な業務運営に向けた組織体制の強化について

法人といたしましても今回の事案の反省の上に立ち、内部監査の実施、コンプライアンスと意識改革の徹底、日常業務のチェック体制の強化について、確実に実行していくためには、組織体制の強化と人材の確保・育成が必須と捉えております。併せて、業務運営の改善には、全ての職員が業務運営や経営の状況を理解し、意見等を述べる機会を確保していくことが必要不可欠であると捉えております。

なかでも地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター業務方法書に規定されている内部統制システムの整備に関する事項全般について、令和3年度中の実施に向けて体制を構築していくことが最重要課題であると考えており、その確実な運用に向けた進捗状況等については、定期的に報告をしております。

最後となりますが、このたびの是正等の命令を真摯に受け止め、そのひとつひとつを確実に実行し、業務運営の改善を進めていくことで、患者や地域住民、地域医療機関等の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

◆第5回調査委員会(令和3年1月26日開催)での調査結果(概要)

1. 人事・給与について

- ・ 13人のうち2人は同意していないが、法的な違反であれば起訴すべき。懲戒処分は当然のこと。他にも法的手段を要す事案が複数見受けられる。(回答) 法的手段については、2人が返還しないことが違法か弁護士と相談する。また任意でできることと、法的に対応することは別と思われ、専門家に相談したい。
- ・ 懲戒審査委員会にかけられる対象は、経歴詐称の職員と上司の2名だけなのか。また2月下旬を目途としているが、現事務部長も対象とすべきでは。(回答) 今後、他の案件が出れば審査委員会にかけることも。全体的な調査が終わっていない中では何とも言えない。
- ・ 平成29年の人事異動が異様な状況に感じている。当時に何かあったのでは。第三者委員会では、平成30年以前についても調べて欲しい。

2. 委託業務について

- ・ 提出されたデータが全てではないのではないか。一覧にして明細を出すべき。財政とのチェックがされておらず、決算と合致しないのでは。

(回答)不十分であったことから、今後ワーキンググループを設置し、調査していく。時間もかかり、埒があかないこともある。設立団体としては、このままでは限界もあり、第三者委員会にきちんと見て頂く。また決算と合うように指示しているため全協で示したい。

- ・委託業務の他社見積もりとの比較では、警備では1,600万円、清掃で1,000万円以上現状では高いが、経緯や今後の対応はどのようにするのか。

(回答)随意契約であったことから問題があると感じる。本庁でも見積もりに2倍の差が出ることもある。違法かは別の話と考える。

- ・業務委託では、全体では安価との説明だが、部分的には高価なものもある。データには信用性に乏しいのでは。被害額が出るのであれば3月議会で証明願う。

(回答)認識はしているが、3月議会で出せるかは何とも言えない。

3. 購買契約について

- ・県からの追加支援のうち、5億6千万円を未払金等に活用した件では、違約金についても支払ったように聞いた記憶がある。法人に確認願う。

4. 全体として

- ・当局は、この回答に納得しているのか。

(回答)全体としては、対応されているものもあるが、今後の調査も継続していく。

- ・犯罪性を伴う事案のある中で当局は顧問弁護士も使って議会以上に動くべき。

(回答)弁護士や警察にも相談しているが、告発にはハードルがある。こちらで証拠を集めて提出しなければ、警察も動かない。

- ・法人が雇った弁護士は、15万円(月額)で1年間とのことだが、これまでに当局にどのような報告があったのか、今後報告を求める。

(回答)東千葉MCからの報告は口頭のみ。

- ・全体を明らかにするには、限界がある。第三者委員会の立ち上げが必要である。立ち上げの時期を明確にして欲しい。3月議会での予算化をすべき。

(回答)これまでの調査で明らかになった部分もあるが、整理されていない部分もある。第三者委員会をやっていく。

- ・設立形態を地方独立行政法人としたことが間違いだったのでは。県立であれば、このような問題は発生しなかったのではないか。県の政策が間違っていたならば、県立化を県に要望するよう願う。

(回答)今回は、独法での是非の非の部分が見えてきた。これを整理して是にしていこう県とも相談していく。

- ・この3月議会にて第三者委員会の立ち上げを確約して欲しい。

(回答)設立団体としての立ち上げとなるため、九十九里町や県との協議が必要なため、今は断言できない。

- ・懲戒審査委員会、ワーキンググループのメンバー構成は。

(回答)理事長が指名する理事1名と他の理事が1名及び弁護士の3名。

◆第6回調査委員会(令和3年2月16日開催)での調査結果(概要)

●東千葉MCからの回答内容

1・委託業務について

- ① 5億6千万円の使途の確認(未払い金の精算とのことだが、委託契約の解約料や違約金、委託先変更による新たに発生した費用などはないのか)するため、支払いの内訳(支払先、使途(未払い金の精算、契約変更による違約金など)金額、支払日)を求める。

(回答)平成30年度末の千葉県からの総額30億円の財政支援を受けて、資金繰り対応のために支払い期日を繰り延べていた案件について、その適正化を図るため、5億6千万円の全額を未払金に充てたものです。(支払内訳書添付)

- ② 回答文別紙②・⑤の一覧は、これまでの病院の支払い額と一致しているのか。起案文書や契約書の存在しないものが含まれていない可能性はないのか。支出データとの突合をおこない漏れがないか確認願う。併せて、これまでの決算書は正しいのか確認願う。

(回答)回答文別紙②・⑤の一覧は、保管されている契約書類を抽出して作成したものであるため、これまでの病院の支払額(決算額)とは一致していません。(決算額に基づく一覧を添付)

- ③ 令和2年11月末で契約解除となったSPD業務委託先のA社への支払い総額はいくらか。

(回答)A社への支払い総額は、1億7036万9593円です。

- ④ 回答文別紙②4ページの「物流管理業務等運営業務委託」について、契約書なし、起案なしの状況であるので、担当者等に確認し詳細に調査願う。

(回答)調査した結果、契約書類が判明しました。(契約締結伺い、業務委託契約書等添付)

2・購買契約について

- ① 回答文別紙⑤11ページ「MRI3.0T 一式調達業務」は、入札不調による随契だが、2億以上と高額であることから、機器選定における検討記録(入札における積算根拠などの確認のため)を確認し、提出を求める。

(回答)医療機器等整備委員会に関する資料添付

- ② 回答文別紙⑤11ページのC社からの「病棟ベッド等一式調達業務」と12ページのD社からの「病棟ベッド等一式調達業務」について、金額の差異を確認したいので、調達物の詳細(数量、品名など)を調査願う。

(回答)両事業者からの納品書添付

- ③ 令和2年11月末で契約解除となったSPD業務委託先のA社へ違約金の支払いは行ったのか。

(回答)再委託という契約に違反する事実の確認に基づいて、契約解除に至ったものであるため、違約金は発生していません。

●設立団体からの回答内容

- ① 法人が雇った弁護士は、15万円(月額)で1年間とのことだが、これまでに当局にどのような報告(調査内容、調査に用いた資料など)を受けたのか。

(回答)法人が契約した弁護士には、SNS上に掲示された告発内容の事実確認調査、事案発生の原因の調査、設立団体への報告の3点について、法人から依頼がなされているもので、事案発生原因の調査に関しては、この調査結果を踏まえ、法人として再発防止策を検討・策定することとなっています。その内容については、これまでの議員全員協議会にて示したものの、または正命令に対する法人からの報告に際して

提出され、議員全員協議会にて示したものをもっての報告はなされています。

- ② 業務委託では、全体では安価との説明だが、部分的には高価なものもある(当局への報告別表1・2)。データは信用性に乏しいのではと思うが、現契約と調査価格の比較で被害額が出ているのではないか。被害額という認定の問題はあるかと思うが、一つの指標がでたのであれば、被害額が出せるのではないか。説明願う。

(回答) 損害額や被害額については、法人から物品や購入に係る調査価格の資料の提出がなされていますが、この調査価格自体が市場において妥当な価格とは言い切れないとの認識であり、また適切なプロセスを踏んだ契約でも、その額が市場において安価であるか否かは、判断しかねると捉えており、この差額をもって損害額や被害額といった整理は非常に難しいと考えています。

● 設立団体による第三者委員会設置の方針について

- ・ 独法とはいえ、これまで把握できなかったことは反省しており、このままでは住民の信頼は得られない。今議会にて補正予算を組み第三者委員会を立ち上げる。設立団体からの是正命令措置として指示する形で、人選はこちらで行う。今後は外部調査となり、告訴も考えている。
- ・ 第三者委員会のメンバーや予算については、弁護士(経験のある方)を中心とする。
- ・ 調査の内容は、今回の不祥事の全般の事実確認、評価、原因分析などであり、告訴については、事件性あれば必要な対応とる。最終的な結果は公表するが、途中経過については適宜公表したいと思うが、ガイドライン上は最終結果となっている。
- ・ 告訴するかは、証拠等が揃って初めて告訴となる。今回は告訴が主たる目的ではなく、原因等の調査の末、告訴となることもある。
- ・ 調査期間は、現状では4か月程度を想定している。第三者委員会の権限は、命令等ではなく自分自身を調査するものでそこに委ねるものです。

第6 調査の結果

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（東千葉メディカルセンター）の運営については、10月中旬に不適切な運営がなされているとの内部告発文が一部議員及び報道関係者へ送付されたことに端を発し、令和2年第4回定例会初日の12月1日に当委員会の設置がなされた。

その後、委員会又は協議会が開催され、理事長以下、関係職員や設立団体側も出席する中で、告発文の指摘事項に関し、その正誤の調査を始め、病院の経営実態についての調査を行った。

調査にあたっては、調査項目を「人事・給与に関すること」、「委託業務に関すること」、「購買契約に関すること」に分け、それぞれの項目について、質疑・応答を行い、疑義が残った事項については、照会書として次回の委員会にて回答するよう依頼する方式により実態の解明にあたった。

これまでの調査では、業務運営全般を通して、各種規程の適切な整備等がなされているとは言えず、またそれらの運用において、適正性や妥当性に欠けるような事案が認められた。

個別の事案としては、「人事・給与」においては、特定の13名の職員に対し妥当性を欠く給与面での優遇があり、約1,200万円の過剰な支払いがあったことなどが判明した。また、2名の採用担当職員による職員採用における履歴書の改ざんが行われていたことも判明した。

また「委託業務」においては、清掃や警備等の院内業務の委託料について、確認が取れた2年半の契約167件のうち、一般競争入札での契約は5件に留まり、他は随意契約であった。他社見積もりとの比較では、清掃費は1千万円以上、警備費は1千5百万円以上高額であった。また起案書や契約書が不在の案件も存在することが判明した。

更に「購買契約」では、設立間もない市内業者からの多額の発注があったことについても、安易な業者選定であったことなどが判明した。

これまでの当委員会における調査結果や設立団体による是正命令に対する東千葉MCからの回答を踏まえた中で、1月26日には、設立団体としての今後の対応についての確認するため、5回目の委員会を開催したところ、未だ不明な分部も生じており、当委員会での調査に限界があるとの観点から、「第三者委員会」の設置を要望する意見が多く、当局としても九十九里町及び県と協議した上で、設置する予定であることが確認された。

そして、2月16日の委員会においては、設立団体の費用負担により東千葉MCに第三者委員会を設置することが確認され、今後の調査を当該第三者委員会に託すこととなった。

結びにあたって、調査の目的にも掲げたが、当市を含め本地域に必要なこの病院が、市民目線においても健全で適正な運営がなされることが求められている中で、今後設置される第三者委員会による調査結果を確認する中で、今後も議会として監視を続けることで、適正で安定した病院運営が実現すること願い、本委員会の調査を終了する。